

昭和四十六年三月一日発行 第一号

# 年報 後北條氏研究

創刊号



後北條氏研究会編

2015年柿生史料館 第56回カルチャーセミナー 鶴見川流域文化探訪シリーズ(7)  
入門 鶴見川流域史(中世編 その2) 戦国時代(前編) 2015/9/20 中西望介  
はじめに

\*入門講座の構成

鶴見川流域史(中世編 その1) 鎌倉時代 平成27年<sup>7 26</sup>9月9日

視点・鎌倉幕府の成立は鶴見川流域にとってどのような変化をもたらしたか?

鶴見川流域史(中世編 その2) 戦国時代(前編) 平成27年9月20日(本日)

視点・戦国大名北条氏は<sup>(石高制)</sup>検地・貫高制・役負担など江戸時代(幕藩体制)を先取りした政策によって領国支配を行った。その支配は地域にとってどのような変化をもたらしたか?

鶴見川流域史(中世編 その3) 戦国時代(前編) 平成27年12月19日

地域の住民(地侍・百姓)はどのように生きたか? 残された史料は語る

・・・年貢減免交渉・祭礼・金融・借金・逃亡・日照り・洪水・いくさ・城普請等

\*戦国時代のイメージ → 戦乱・飢饉・暗い側面 → **対立するイメージ**  
一方で『信長記』に描かれた職人商人などの活発な人々の活動 **いきいきした**  
社会の変革期 → 中世から近世へ移り変わる  
\*指標 百姓「家」の成立 「村」の成立  
現在に繋がる社会の基本的な姿がこの時期に成立した。

### 1, 戦国大名北条氏はどのような社会の矛盾のなかで歴史の舞台に現れたのか?

略年表

室町時代から戦国時代へ

南北朝～室町時代 中央 室町幕府(公方足利氏) 一守護

関東 鎌倉府(鎌倉公方足利氏) 一守護(関東管領) 山内上杉氏

享徳の乱(1454～)により鎌倉公方は古河に移り古河公方となり、相模・武蔵の支配権を失う。

享徳の乱、長尾景春の乱、長享の乱(1487～)などにより上杉氏が力を失う。

1498(明応 7) 堀越公方足利茶々丸自殺 伊勢宗瑞(北条早雲)、伊豆平定

1500この頃 宗瑞、小田原城を奪う

1510(永正 7) 権現山の戦い 扇谷上杉朝良、宗瑞等に応じた上田政盛を攻める

1516(永正13) 宗瑞、相模国を平定

1524(大永 4) 北条氏綱、高縄原で扇谷上杉朝興を破り、江戸城を攻略

鶴見川・多摩川中下流域が北条氏の領国になる。これより以前、北条氏小机城を取り立てる

1537(天文 6) 氏綱、扇谷上杉朝良の居城である川越城を攻略

- 1543(天文12) 氏康、伊豆・相模・武蔵で代替わり検地 \*麻生郷などに検地
- 1546(天文15) 氏康、川越城を取り囲む山内・扇谷上杉氏と古河公方の軍を破る 扇谷上杉氏滅亡
- 1552(天文21) 山内上杉憲政、上野平井城から逃走、越後の長尾景虎を頼る
- 1554(天文23) 北条・武田・今川の三国同盟成立
- 1559(永禄 2) 『小田原衆所領役帳』成立 北条幻庵の指揮下に小机衆が見える
- 1560(永禄 3) 長尾景虎(上杉謙信)、関東に出陣
- 1561(永禄 4) 長尾景虎(上杉謙信)、小田原城を攻める。翌年太田康資離反
- 1568(永禄11) 三国同盟破れる
- 1569(永禄12) 北条氏、上杉謙信と同盟。武田信玄、小田原城を攻撃
- 1571(元龜 2) 氏康没。氏政、信玄と同盟
- 1582(天正10) 武田氏滅亡、本能寺の変 北条氏、上野・信濃・甲斐へ侵攻 徳川家康と戦いのち和睦
- 1590(天正18) 北条氏、豊臣秀吉に敗れる。秀吉、全国統一 徳川家康、北条氏旧領を与えられる

### 2, 伊勢宗瑞(北条早雲)登場以前の地域の様子はどうか?

① 鎌倉府(鎌倉公方足利氏) 一守護(関東管領) 山内上杉氏=鎌倉府・管領体制の動揺  
鎌倉府・管領体制によって保護されてきたが、

→寺社領 <sup>長享2年(1488年)</sup>年貢の納入が滞る (例1) 西芳寺領金程村(麻生区金程付近) **史料1**

→武家領 遠隔地所領の有名無実化 (例) 近江守護佐々木家領太田渡子郷 (多摩区宮長尾・前区平神木・宮前平・土橋等)

② 公方×関東管領(山内上杉氏) 公方×関東管領(山内上杉氏)×扇谷上杉氏  
在地の国人領主を巻き込んだ戦乱 応仁の乱よりも早く関東の戦国時代は始まる。

寺社領・武家の遠隔地所領への国人領主による「強入部」「押領」・・・「不知行」化  
戦国時代のキーワード 一般的には 「下剋上」

鶴見川・多摩川流域では「押領」「強入部」「不知行」

③ 全領主層の危機 支配の動揺 → 体制的な危機・・・ <sup>永享4年(1432)</sup>  
事態を解決のために上位権力(室町將軍)に求める → (例2) 醍醐寺三寶院領高田郷 **史料2**  
(横浜市都筑区高田付近)

しかし、解決出来なかった。→

\*1 現地の紛争を解決出来る権力の構築・(領主層=武士)の再編成

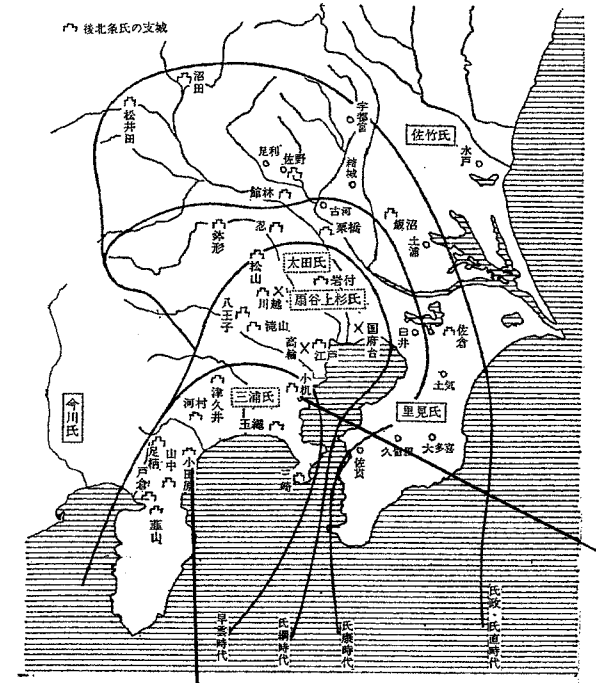
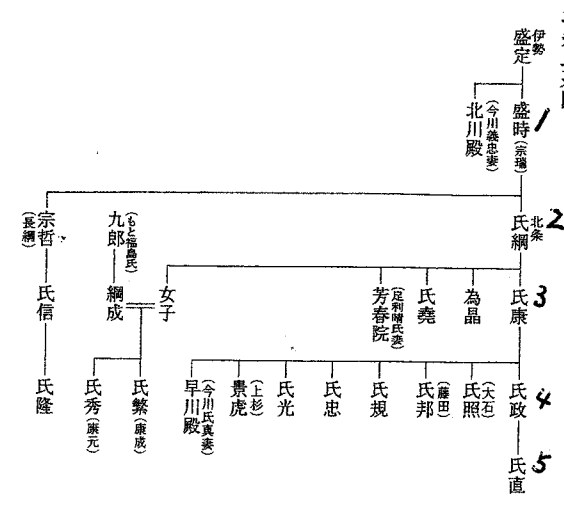
年貢はどこに納められたか? → 現地を「押領」「強入部」した武士

一方で年貢の未納・稔田による郷村内部への蓄積・・・→ \*2 郷村田地の実態把握

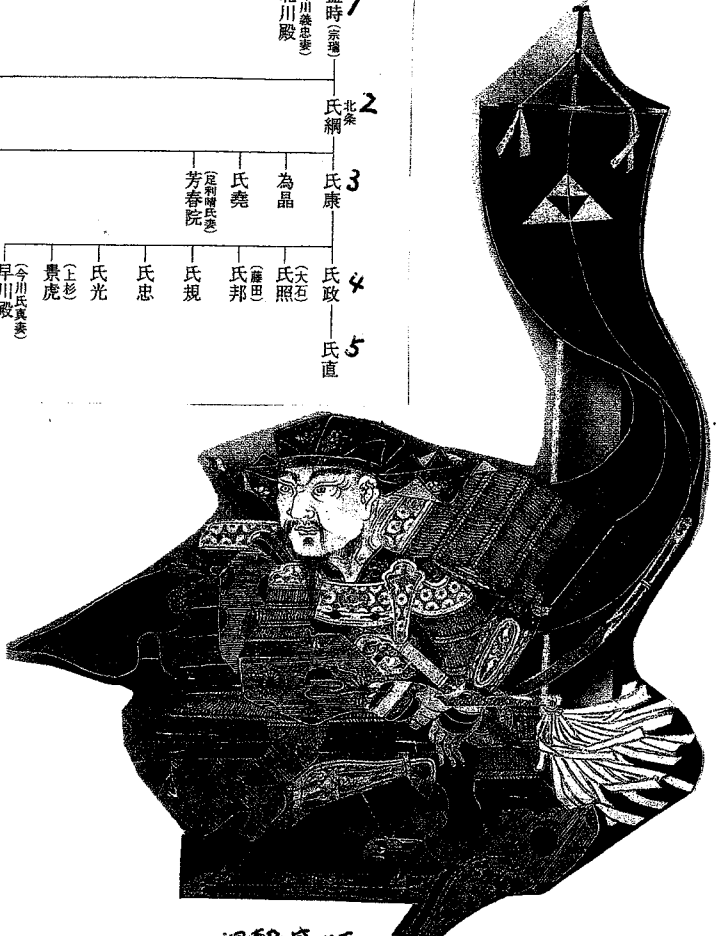
寺社領を中心に農民による逃散(地侍が主導)・・・→ \*3 強い百姓層(郷村)への対応

\*注意 地侍については次回の講座で詳しく・・・乞うご期待

北条氏系図



後北条氏の主要支城と勢力圏の推移



伊勢盛時(北条早雲)像

3, 伊勢宗瑞 (北条早雲) 登場以前の年貢公事はどのような内容だったか?

荘園・郷毎にバラバラで、その内容は雑多であった。例一称名寺領武蔵国狐塚公事注文

→ 現代ではあたりまえの全国的な税は存在しなかった。

下河邊庄称名寺領武蔵国狐塚公事注文 元享4年(1324) 武蔵国狐塚→埼玉県栗橋町

公事→租の系譜をひく年貢に対して庸調・雑徭の系譜をひく課役を公事

薬代、在家色々銭、上酒代、臨時役、量用途、漆代、御力者衣用途、炭代、御仏事米代、藍釜代、明障子代など・・・

- ①領主の都合により雑多な年貢・公事 臨時的・恣意的な賦課
②徴収→ 現地の代官 後に専門の代官による請負→中間搾取 例一船木田庄
③鎌倉～室町期の年貢・公事に関する文書 在地に一切無し (口頭伝達・慣例による)

4, 北条氏は税制改革を行った。 3代北条氏康は天文19年に公事について改革

- ①・諸公事の替りとして基本税率6%の段銭
②・万雑公事の替りとして税率4%の懸銭
③・北条氏以外の課役を一切認めない。 → 領主・代官の課税否定・中間搾取の否定
④・北条氏の課役は虎印判状で行う (文書主義) 文書による命令・指示伝達

公事→段銭・棟別銭・正木棟別銭・懸銭・大普請人足・陣夫
段銭→田作りの役銭 田地を耕作することに対して賦課する公事。田地貫高の8%
棟別銭→屋敷に賦課された公事。1「間」で表示。天文19年の税制改革で1間あたり50文から35文に減額された

正木棟別銭→段銭の増徴が行われた弘治元年(1555)に創設されたと推定。
初め1間あたり40文を一年おきに賦課、永禄3年(1560)半分の20文を毎年徴収することに改めた。

懸銭→天文19年(1550)の税制改革で新しく設けられた公事。従来の諸点役を廃止して、その替りに100貫文の地で6貫文を懸けることにした。

大普請人足→郷村に賦課された普請役 城郭の土木工事が主なもの、郷村の貫高20貫文に一人の割あてで、使役日数は10日

陣夫→主として農民に賦課した夫役 出陣の際に北条氏から前もって決められた武士に属して戦場に從った。主な任務は兵糧などの運搬

5, 検地(統一基準による田畠の实地測量。これに基づいた年貢・公事・役負担の決定) 史料5

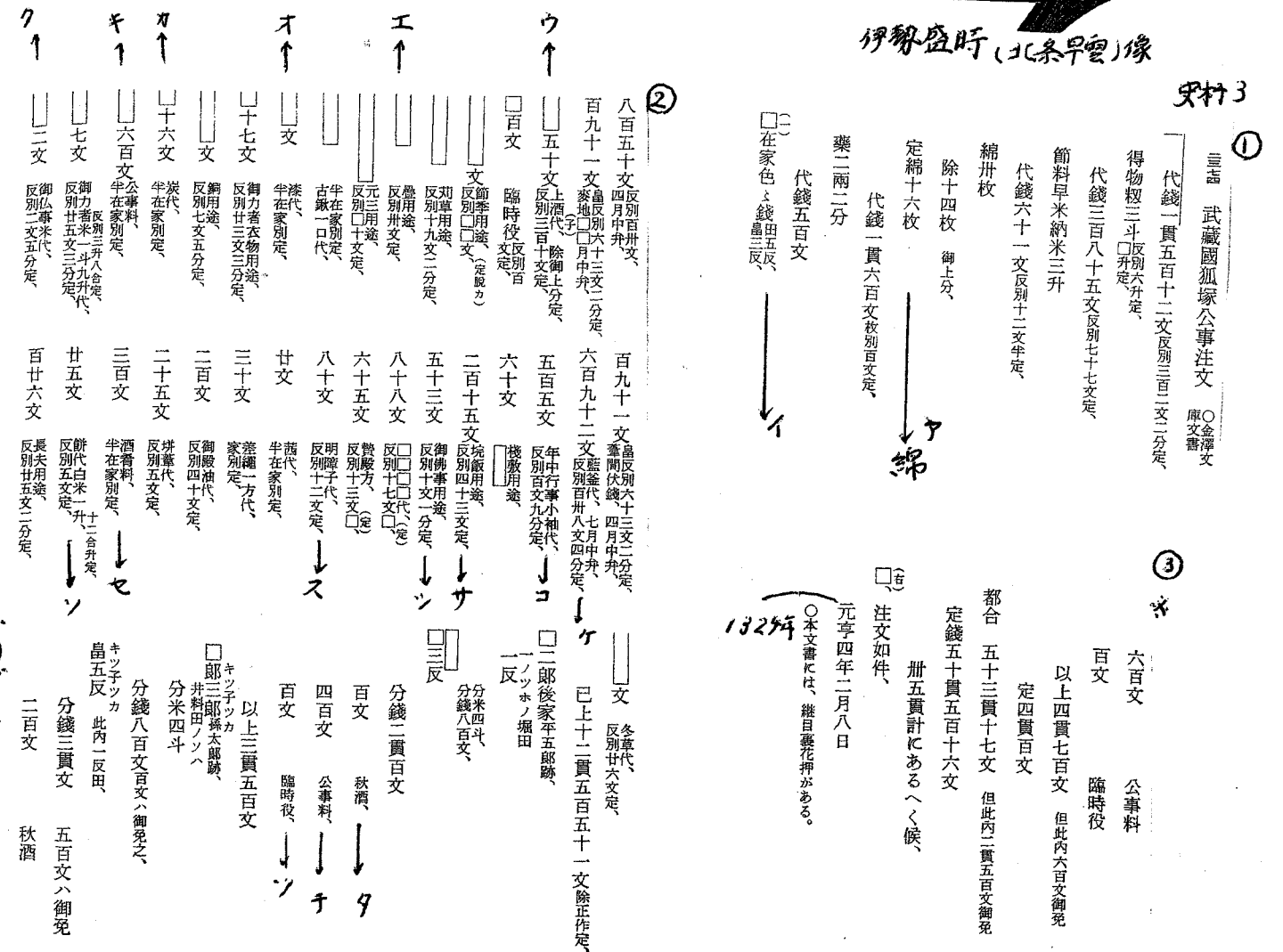
6, 所領役帳の作成(1559年) 武士の軍役を定めて統一的に掌握 「御前帳」 史料4

まとめ 北条氏の政策が優れている点は検地・貫高制・役負担が一体になっている。なぜ、土着の武士や百姓はよそ者(他国の凶徒と呼ばれた)の支配を受け入れたのか? →

- ①年貢・公事の統一 領国の一円支配が可能になる。紛争の裁定など北条氏が執行
②家臣への恩賞・配置換え・相給が可能になる。 →
③役すれば負担身分を保障(百姓・職人・商人など) →江戸時代の身分制度へ繋がる

麻王郷の検地は 史料4

史料3



代銭一貫五百十二文反別三百二分定、
得物糶三斗反別六升定、
代銭三百八十五文反別七十七文定、
節料早米納米三升、
代銭六十一文反別十二分半定、
綿卅枚、
除十四枚 御上分、
定綿十六枚、
代銭一貫六百文反別百文定、
藥二兩二分、
代銭五百文、
在家色々銭五反、
各代、
六百文、
公事料、
百文、
臨時役、
以上四貫七百文、但此内六百文御免、
定四貫百文、
都合 五十三貫十七文、但此内二貫五百文御免、
定銭五十貫五百十六文、
册五貫計にあるへく候、
注文如件、
元享四年二月八日、
○本文書には、雜目養花押がある。

114 (陸涼軒日録) 長享二年七月五日  
 西芳寺領所之目録  
 美濃国米田庄内比久見郷 (八) 捌拾貳百六十一文  
 同国梁瀬郷内柴田村南方 參拾玖百八十七文  
 同国柿野郷 (九) 伍拾貳百六十二文  
 近江国柏木ノ内酒人郷 伍拾拾  
 武藏国小沢郷金程村 久敷不知行之間不存之  
 (中略)

加賀国倉月庄内諸職名田 貳佰貳文  
 同国安主名 貳拾參貳文  
 (京大津市)  
 和泉国下条郷地頭職 陸拾參貳百六十九文  
 伊勢国宿野御厨 陸貳文  
 山城国田願寺安依名植松并散在 伍拾捌拾七斗四升一合  
 洛中屋地并寺辺 參拾參貳百七十八文  
 同波多野方地子 拾貳文  
 已上来貳佰參拾貳斗四升壹合  
 錢柒佰捌拾貳百八十文  
 西芳寺定案八分 衆備二十二員 行者六人 力者十  
 三人 一役七人 已上五十六分

史料2

補四 永享四年(一四三三)十二月十八日、武藏国守護代大石憲儀  
 は守護上杉憲実の命をうけて橋野郡高田郷の下地を三宝院  
 雜掌に沙汰し付るよう鎌田助次郎と村田平三郎に伝達した。  
 (武藏国守護代大石憲儀行状案)  
 三寶院雜掌申當院領武州立花郡高田郷事、任去十五日御遵行之旨、  
 茲彼所、可沙汰付下地於彼雜掌之由候也。仍執達如件。  
 永享四年十二月十八日  
 (大石憲儀)  
 前石見守兼判  
 鎌田助次郎殿  
 村田平三郎殿

三宝院 ↓ 將軍 ↓ 關東管領 ↓ 守護代 ↓  
 武藏守護  
 山内上杉  
 鎌田村田氏

北条家所領帳

一 布 施 藏 人 佑  
 買得 八拾貳貳百文  
 此内 四拾七貳百文 癸卯檢地増分  
 以上  
 右之人數者 自前々一切役不致之間 向後も可為其分 但御目之前大普請 又御庭普請大持等  
 人數入候時 可被召仕者勿論候 其時者 以彼帳懸高辻可申付者也 仍如件  
 永祿二年 己未二月十二日

イ 一 福島四郎右衛門  
 卅七貳貳百八拾貳文  
 大普請之時 半役可致之  
 ウ 一 窪田又五郎  
 拾貳百拾八文  
 小机 有 馬

工 一 玉禪寺領  
 五拾貳貳文  
 小机 麻生  
 一 會 林 外 記  
 六拾貳貳文  
 卅七貳百文  
 廿貳文  
 以上 百拾九貳百文

カ 一 會 林 采 女 助  
 七拾七貳百八十八文  
 小机 荏田  
 一 市 野 弥 次 郎  
 四拾三貳百七拾貳文  
 小机 駒林

ク 一 田 中  
 拾貳百貳文  
 御藏出 此内六貳文引錢  
 小机 方福寺  
 小机 衆

史料6

補六 年未詳(応永末年頃か)、三寶院門跡醍醐寺座主滿濟准后  
 が門跡領高田郷を上杉中務少輔に押領されたことについて  
 上杉一族治部少輔に問いただした。  
 (三寶院門跡御教書案)  
 「三寶院門跡御教書案」  
 「高田郷事、御相違之處、自中務少輔被入人  
 押領下地候。何様之次第候哉。於強入部無主地之在所者、可有御支  
 配兵糧米由被仰出候趣、其沙汰候。既強入部無主地と候上者、此在  
 所事門跡御當知行無相違候事候。御沙汰之次第如何候哉。若中務少  
 輔殿無存知候て、中央之儀候哉。所詮御沙汰之實否、委細自其被尋  
 申承候者、可為御悦喜候方一自余之在所混亂之儀等候者、早速被退  
 押領人、無為候之様御下知候者、向可為御悦喜候。若又當知行無  
 相違在所候へとも、如此平均之御沙汰候者、於京都可被伺申候。  
 委細預御傳達候者、可為御悦喜之由、能可申之旨候。恐々謹言。  
 七月八日  
 上杉治部少輔殿  
 進覽候へ候  
 經祐判

天正九年七月 (1581)  
 北条家着到定書写  
 寺家鴨志田  
 此着到  
 一 一本 鑓之間之中柄、箔可推、持手具足・皮笠  
 一 一本 指物四方、寸方笠六尺五寸、横四尺貳寸、具足・皮笠  
 一 一騎 自分、甲・面筋、立物寸方五尺七分、上江成共、横江成共  
 後江成共、隨意、必竟左右江之長可為此分、具足・  
 手蓋、馬籠、金紋隨意  
 一 一人 步者、具足・皮笠・手蓋・指物、  
 以上四人  
 右、以前之着倒被改而遣候、自今以後嚴密可  
 務之候、仍如件  
 天正九年 己未七月廿八日  
 大曾根飛騨守江  
 虎印判(字)

天文12(1543)年  
 麻生郷の檢地帳の事

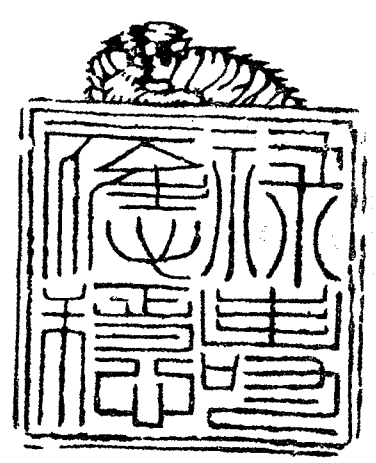
北条家の帳に記した  
 寺領のあり有方寺院

史料5

埼玉県川越市谷中 大野家所蔵  
 苜川郷御檢地御書出  
 一、拾四町五段小十歩 田數  
 分錢七拾貳百六十九文 段別五百文宛  
 一、式拾四町式段半卅歩 畠數  
 分錢四拾貳百七十七文 段別百六十五文宛  
 此内拾五貫七百六十二文 夏成  
 此永樂七貫八百八十一文  
 以上百拾貳貳百六十六文  
 此内  
 貳貫文 神田  
 拾貳貫文 公事免  
 貳貫文 井料  
 三貫文 代官給  
 貳貫文 定使給  
 以上式拾貳貳文 引物  
 残而  
 昌  
 24町2段半(360/2)+30歩  
 24町2段 210歩 X 165分  
 14町5段小(360/3)+10  
 14町5段 130歩 X 500分

九拾貳貳百六十六文 定納  
 此永樂  
 四拾六貫三百五十三文  
 此内  
 拾七貫貳百四十二文 本年貢  
 式拾四貫百一十一文 増分  
 此外五貫文増分之内、竹谷・大野兩人に永被下、  
 以上四拾貳貳百五十三文  
 右、四拾貳貳百五十三文、毎年岩付御藏奉行衆に可渡之者也  
 仍如件、  
 以前年年貢  
 檢地に於て新に  
 増加した年貢  
 地持(小代官)

天正五年 五月廿六日  
 竹谷 大野  
 江雪 奉之  
 虎印(禄寿心隠)  
 北条当主が使用



201 小机 衆